

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置の承認試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置の承認試験に関する事項

改正理由

IACS において、液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に用いられる弁及び貨物ポンプに関し、承認試験の要件を明確にするための関連規定の見直しが行われ、2008 年 12 月に統一規則 G3(Rev.3)として採択された。

今般、IACS 統一規則 G3(Rev.3)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 貨物ポンプの試験として、製品検査に加え、新たにタイプテストを行うよう改めた。
- (2) 承認試験の対象を、貨物及びプロセス用管装置に用いられる全ての弁となるよう改めた。
- (3) 弁の気密試験及び漏洩量確認試験は、設計圧力の 1.1 倍の試験圧力で行うよう改めた。